再発行登録申請書（犬）

動物の愛護及び管理に関する法律規則第８条第４号の必要書類として下記の申請をいたします。

東京都ケネル事業協同組合
〒170-0005 東京都豊島区南大塚
3-32-7 メッツ大塚 202 号
TEL03-5944-5437 FAX03-5944-5438

犬

発行証明書の再発行は、以下の注意事項に留意・了解のうえ申請してください。

⑴ 再発行登録料金は、1 頭につき 1,500 円です。中央ケネル事業協同組合や所属する地域組合の組合員を取扱者して登録ができます。

⑵ 再発行にあたっては、証明書紛失の事実と、当該犬のデータを、再度確認してください。充分確認されたうえで間違いがないと判断された場合にのみ、申請してください。

⑶ 再発行は自己所有の証明書を紛失した場合にのみ可能であり、他者のもとにある証明書を再発行することはできません。第三者に当該証明書を渡していないか再度ご確認のうえで、申請してください。

⑷ 証明書の再発行につきましては、一度発行した証明書と同一登録番号のものを再度作成することになります。
従って、証明書を再発行する際は充分に確認したうえで発行することとしております。万一、誤って再発行した場合、後日大きな問題に発展します。

⑸ 申請書の記載内容が本会の登録と一致しない場合や、当該犬を特定できない場合は、再発行を受理できません。

⑹ 登録番号は、連番で取得されるものであり、その記録のみをもって当該犬を特定できたものとすることはできません。

⑺ 紛失された出生証明書のコピー(表・裏)をお持ちの場合は、添付してください。

⑻ 証明書の再発行を行なった場合、紛失した旧出生証明書は無効となります。従って、再発行前の旧証明書が、登録に使用された場合、受け付けられません。

⑼ 紛失した旧証明書が、後日見つかった場合は、返却してください。

⑽ 再発行申請内容に関し、誤りや不正があった場合、調査に伴う費用負担（登録抹消等による回収補償等もこれに含まれます。）や責任の所在は申請者になります。

⑾ 万一、本申請に伴う不正行為があった場合は、厳罰に処せられます。また、必要に応じて第三者へ個人情報を公開することがあります。

□一胎子登録のみで、コールネーム(呼び名)を未登録の場合

登録番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 性別 牡・牝

生年月日 ２０　年　月　日 毛色コード　/　/　/　/　/

□コールネーム(呼び名)を登録済の場合

登録番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 性別 牡・牝

コールネーム ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□マイクロチップ番号を録済の場合

登録番号 /　/　/　/　/　/　/　/　/　/　/　/　/　/　/ 性別 牡・牝

上記の証明書を紛失したことに相違ありません。上記の注意事項に留意・了解のうえ申請し、本申請が私の手違いによるものであった場合は、責任を持って対処します。

所有者 住所(〒　　)

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

TEL ＿＿＿＿＿＿ FAX ＿＿＿＿＿＿

会員ナンバー ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

毛色コードＡ：多い順に１～３項目を記載

01 白 WHITE
02 黒 BLACK
03 灰 GRAY SILVER BLUE
04 黄 YELLOW CREAM FAWN BEIGE
05 赤 RED APRICOT ORANGE
06 茶 BROWN CHOCOLATE
09 他

毛色コードＢ：０～３項目を記載

21 毛先の色違い SABLE
22 縞 BRINDLE
23 斑 DAPPLE PIEBALD MERLE

《個人情報の取扱いについて》の内容を理解したうえで同意致します。 □ （✔して下さい。）

申請取扱者　　※下記に記入が無い場合は一般登録となります。

所属名　　(組合)	組合員コード	氏名 ＿＿＿＿ 印
住所(〒　　)		TEL ＿＿＿＿